光市国土強靭化地域計画策定支援業務仕様書

1 適用

本仕様書は、光市が発注する「光市国土強靭化地域計画策定支援業務(以下「本業務」という。)」に適用する。

本仕様書に明記していない事項又は疑義が生じた場合及び本仕様書に変更を要する場合は、市との協議により定めるものとする。ただし、軽微な事項は市の指示によるものとする。

2 業務の目的

光市国土強靭化地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に規定されている計画であり、国土強靭化の観点から、地方自治体の状況に応じて、発災後の様々なリスクを想定しつつ、平時(発災前)の備えを中心に包括的な対応策を講じるための計画となる。

本業務は、本市が「光市国土強靭化地域計画」を策定しようとするに当たり、リスクシナリオの選定や脆弱性の評価、KPIの設定等とパブリックコメントの実施などの必要な業務への支援として、提案・助言・技術や知識の提供などの「コンサルティング」と、データの収集・分析、資料作成、起草作業の補助などの「事務支援」を求めるものである。

なお、策定に当たっては、山口県国土強靭化地域計画に沿った内容とするとともに、 光市地域防災計画、光市業務継続計画、現在策定中の第3次光市総合計画、その他、市 が策定している分野別計画との整合を確保するとともに、多様な視点からの計画づくり を行うものとする。

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的、関連する法令・契約図書等について十分把握の上、実施方針、検討条件・方法、工程、実施体制等を検討し、業務計画を作成する。

(2) 地域を強靭化する上での目標の設定

国土強靭化基本計画や山口県国土強靭化地域計画が定める「基本目標」「事前に備えるべき目標」を踏まえ、光市の地域特性に即した目標を設定すること。

(3) リスクシナリオ (最悪の事態)、施策分野の設定

想定した自然災害や地域の地理的、社会経済的特性を踏まえて、リスクシナリオを設定するものとする。また、リスクを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、施策分野の設定を行う。

(4) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

現行の施策内容や進捗状況をマトリクス表上に整理するものとする。なお、施策の内容や進捗状況等の情報の集約については、受注者が作成するヒアリングシートにて、発注者が関係各課を対象に行う。

(5) リスクへの対応方針の検討

発注者にて取りまとめた関係各課へのヒアリング結果に基づき、受注者により、今後 必要となる施策を検討し、リスクへの対応方策として整理するものとする。

(6) 対応方策についての重点化・優先順位位置付け

発注者と協議の上、受注者により、各リスクの影響の大きさや緊急度、地域の特性等を踏まえ、対応方策の重点化に向けた優先順位付けを行う。なお、施策の優先順位付けに際しては、広く庁内各課の意見を把握するため、受注者によりヒアリングシートなどを作成の上、発注者より関係各課に対して意見収集を行う。

(7) KPIの設定

施策の進捗管理に向けて、受注者により検討案を提示するなどし、発注者にて施策ごとにKPI (重要業績指標)の設定を行うための支援を行う。

(8) 庁内会議等の運営支援

計画の作成に当たり開催する庁内会議の資料作成等を支援し、会議に同席するとともに、意見整理及び議事録の作成を行うこと。

なお、庁内会議の開催は2回程度とする。

(9) パブリックコメントの実施支援

作成した光市国土強靭化地域計画中間案について、広く市民の意見等を収集するため、 パブリックコメントを実施する。受注者において資料の作成等の支援を行うとともに、 結果を計画に反映させるものとする。

(10) 計画書、概要版の作成

以上の検討結果にもとづき、光市国土強靭化地域計画の取りまとめを行い、計画書を作成する。また、計画の抜粋版として、概要をA4数ページ程度にまとめた概要版を作成する。

(11) 打合せ協議(協議報告書の作成)

打合せ協議は、業務着手時、中間時2回及び成果品納品時の計4回を標準とし、技術者が立ち会うものとし、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。 なお、本業務の適正な遂行を図るため、担当者間で密接に連絡を取り合うこと。

4 予定履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

主な履行期限等の予定はおおむね次のとおりとする。

• 計画骨子案

• 計画素案

• 中間案

・パブリックコメント

• 計画最終案

・計画完成

令和3年4月上旬までに策定

令和3年4月下旬までに策定

令和3年10月上旬までに策定

令和3年12月頃に実施

令和4年1月末までに策定

令和4年3月末までに完成

5 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書(分析・検討資料等含む。) 2部
- (2) 光市国土強靭化地域計画
- (3) 光市国土強靭化地域計画(概要版) 2部
- $(4)(1) \sim (3)$ の電子データー式

なお、(2)及び(3)については、光市ホームページ掲載用にPDF形式のデータ も作成すること。

2部

(5) その他発注者が指示するもの